

様式第十一号（第十条の十関係）

廃止
産業廃棄物処理業 届出書
変更

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

届出者

ふりがな

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） -

郵便番号 □□□-□□□□

平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止（変更）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙12

収集運搬車両及び運搬容器一覧表

	車体の形状	最大積載量 (kg)	登録番号	自動車検査証 の使用者名	新規・継続・廃止 の区分(○で囲む)
1					新規・継続・廃止
2					新規・継続・廃止
3					新規・継続・廃止
4					新規・継続・廃止
5					新規・継続・廃止
6					新規・継続・廃止
7					新規・継続・廃止
8					新規・継続・廃止
9					新規・継続・廃止
10					新規・継続・廃止
運搬容器の種別	容	量	数	量	収納(運搬)する産業廃棄物の種類

(記載例)

	キャブオーバ	3000kg	群馬11あ2222	〇〇株式会社	
--	--------	--------	-----------	--------	--

	ドラム缶	200L	10		汚泥
--	------	------	----	--	----

(留意事項)

- ◆ 申請者と自動車検査証上の使用者が異なる場合には、賃貸借契約書等、使用権原を証明する書類を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。
- ◆ 自動車検査証及びカラー写真(別紙4)を添付すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙2

事務所及び事業場(駐車場)等

事務所・事業場・駐車場(該当に○)

※ 付近の見取り図(別紙で住宅地図等を添付の場合には、「別紙による」と記載のこと。)

(留意事項)

- ◆ 事務所(群馬県内に限らない。必ず添付のこと。)・事業場(群馬県内のものに限る。)・駐車場(群馬県内のものに限る。)の付近の状況が分かる住宅地図等を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。

自動車登録番号		積載する廃棄物の種類 (該当番号を○で囲む)
<p style="text-align: center;">斜め前方からの車両全景のカラー写真添付</p> <p>※カラー写真を添付すること（デジカメ可）。 ※既に許可を得ている場合には、収集運搬車両の表示がされていること。 ※土砂等禁止車両では、がれき類、鉱さい、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいのはくずは、運搬不可。</p>		<p>【産業廃棄物】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 13号廃棄物 <p>上記のうち石綿含有産業廃棄物を A 含む。 B 含まない。</p>
	<p style="text-align: center;">斜め後方からの車両全景のカラー写真添付</p>	

(留意事項)

- ◆ 車両の全容、自動車登録番号が明確に確認できるものであること。
- ◆ 車両1台ごとに斜め前方及び斜め後方(対角線上)からそれぞれ撮影したカラー写真であること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙5

収 集 容 器 及 び 運 搬 資 材 の 写 真

収集容器・運搬資材の名称	
収納（運搬）する廃棄物の種類	
<p>収納容器・運搬資材の正面からの全景カラー写真添付</p>	
<p>収納容器・運搬資材の上部からの全景カラー写真添付</p>	

（留意事項）

- ◆ 上記カラー写真は収納容器（運搬資材）の全景が明確に確認できるものであることとし、内部の撮影が可能なものについては、そのカラー写真を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 当法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号

イ 第 7 条第 5 項第 4 号(イ)から(ト)までのいずれかに該当する者

第 7 条第 5 項第 4 号

- (イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (ハ) この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注 1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (ニ) 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- (ホ) 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (ヘ) (ホ)に規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、(ホ)の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注 2)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注 2)であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (ト) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注 1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注 2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの